

行政の焦点



働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行により労働基準法が改正されます。年次有給休暇については、その取得率の向上のために、確実な取得が義務づけられます。施行日は2019年4月1日です。

年次有給休暇とは、一定期間勤続した労働者に対する、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことです。

年次有給休暇の取得率は、約16%が年次正社員のうち、いわゆる低迷しております。

1、**趣旨**
使用者は、労働基準法第39条第1項から第3項までの規定により使用者は、労働基準法第39条第7項の規定により、労働者に年次有給休暇を時季を定めることにより与えるに当たつては、あらかじめ、当該年

給休暇をほとんど取得していない労働者については、年次有給休暇の比率が高い実態にあることを踏まえ、年5日以上の年次有給休暇の取得が確実に進む仕組みを導入することとなりました。

2、**使用者の時季指定**
使用者は、新労働基準法第39条第7項の規定により、労働者に年次有給休暇を時季を定めることにより与えるに当たつては、あらかじめ、当該年

（半日単位取得も含む）
については、この5日から控除され、残日数のみが使用者の時季指定義務となります。

3、**労働者からの意見**
聴取
使用者は、年次有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該年次有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。

4、**年次有給休暇管理簿の作成**
使用者は、年次有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該年次有給休暇を与えた場合においては、労働者の意見を聴いた際には、半日単位の年次有給休暇を消化した場合であっても、その日数分を5日から0・5日分控除することができます。また、労働者の意見を聴いた際に半日単位の年次有給休暇の時季指定の希望がつた場合には、労働者の希望を踏まえて時季指定を半日単位で行うことも差し支えありません。

5、**罰則**
新労働基準法第39条第7項に違反した使用者に対する处罚は、新労働基準法第120条第1号の罰則（30万円以下の罰金）の適用があります。

有給休暇を1日も取得しておらず、また、年次有

ただし、労働者による時季指定や計画的取得によって付与された日数せん。

ただし、労働者による時季指定や計画的取得により与えなければなりません。

その時季を定めることにより与えなければなりません。

に当たつては、できる限り労働者の希望に沿った時季指定となるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

また、使用者は、年次有給休暇の時季を定めるに当たつては、できる限り労働者の希望に沿った時季指定となるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

次有給休暇を与えることを当該労働者に明らかにした上で、その時季について当該労働者の意見を聴かなければなりません。

また、使用者は、年次の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければなりません。

ただし、労働者による時季指定や計画的取得によって付与された日数せん。

ただし、労働者による時季指定や計画的取得により与えなければなりません。

その時季を定めることにより与えなければなりません。

7項に違反した使用者に対する处罚は、新労働基準法第120条第1号の罰則（30万円以下の罰金）の適用があります。

6、**参考事項**
(1) 基準日について
施行日（2019年4月1日）以降、最初に10日以上の年次有給休暇を付与する日（基準日）の前日までは、時季指定の義務はかかりず、施行日以降の初の基準日から義務が発生します。

年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます!!

消化した場合においては、

その時間分を5日から控除することはできません。

(3) 所定労働日数が少ない労働者について

比例付与の対象者で、

前年度から繰り越した年次有給休暇を含めると10

日以上の年次有給休暇を所有することになつても、

5日の取得義務化の対象とはなりません。あくま

で当年度の付与日数が10

日以上の労働者が対象と

なります。

(4) 繰り越した年次有給

休暇について

暇を消化した場合であつても、5日から控除することができます。期間内に消化した年次有給休暇

であれば対象となります。

7、目標

年次有給休暇について

は、ワーク・ライフ・バランストップ会議において策定された

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」にお

いて、2020年までに、

その取得率を70%とする

ことが目標として掲げら

れています。

各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、労働者の年次有給休暇の取得を十分考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討するなどして、その取得率の向上に努めています。ただくようお願いします。

年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説

2019年4月施行

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

働き方改革関連法規「年5日の年次有給休暇の確実な取得」

【厚生労働省のホームページに掲載されています】

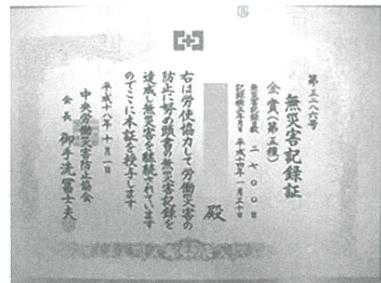
年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説

検索

無災害記録証授与制度のご案内

無災害記録証授与制度には、厚生労働省が行う「無災害記録証授与制度」と、中央労働災害防止協会が行う「中小企業無災害記録証授与制度」の2種類があります。それぞれ業種と従業員規模により無災害記録時間や日数が決められています。

詳細は次の通りです。



中央労働災害防止協会ホームページより

①無災害記録証授与制度

厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させなかっ事業場に対して、無災害記録証を授与しています。これは無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種まで5段階の無災害記録証を授与できる制度で、事業場からの申請に基づいて厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証が授与されます。無災害であった労働時間数は業種によって異なることのほか、労働者数が100名未満か、以上であるかによっても異なります。

申請・お問い合わせは、名古屋北労働基準監督署安全衛生課（☎ 052-961-8654）まで。

②中小企業無災害記録証授与制度

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上の目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。表彰の対象となる事業場は、中小企業に属し、労働者が10人以上100人未満の事業場です。無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あります。

申請・お問い合わせは、中央労働災害防止協会愛知県支部（☎ 052-221-1439）まで。



事業場のみなさまにおかれましては、安全意識の向上・継続のためにぜひこの制度をご利用下さい。表彰対象事業場の基準については、当協会事業企画課（☎ 052-961-3655）にてご案内いたします。